

特記仕様書

(総則)

第1条 本業務は、本仕様によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土 木工事共通仕様書 令和6年7月」に準じるものとする。

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(現場責任者)

第3条 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、現場責任者を定め、契約締結した日の翌日から起算して14日以内（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（14日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第5号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。

5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

(一般廃棄物の搬出)

第4条 除草及びせん定作業により発生する一般廃棄物は、有効利用可能な場所へ搬出し処分(処理)を行う必要があることから、搬出先や条件については業務着手前に監督員と協議すること。また、搬出に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

完了時においては、処分(処理)状況の分かる写真(及び書類(受取伝票等))を提出すること。

(廃棄物の処理及び処分)

第5条 業務中にその他廃棄物の処理が発生した場合には、搬出先や条件について監督員と協議し承諾を得ること。

搬出先との協議の結果、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された方法で 処理及び処分が出来ない場合は、監督員と協議すること。

(安全教育等)

第6条 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割 当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等 を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本業務内容等の周知徹底
- (3) 業務安全に関する法令、通達, 指針等の周知徹底
- (4) 当該業務における災害対策訓練
- (5) 当該業務現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

1. 受注者は, 安全教育, 安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書」により、監督員に提出しなければならない。

(資材価格高騰に対する特例措置の対象工事)

第7条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(除草現場における事故防止対策)

第8条 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のい ずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

- ① 飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
- ② 飛散防止用ネット等の防護材を使用(推奨寸法：幅 2.7m、高さ 1.8m 程度) ・ 草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。 ・ 歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。

受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により監督員に提出し、確 認を受けなければならない。

(業務施行時期等)

第9条 受注者は今回の業務において、1回の除草を行うものとする。なお、除草時期に ついては、監督員と協議の上、業務を遂行するものとする。

(本業務の特記仕様事項)

第10条 除草及び同様の目的の工事において、施工後に繁茂が生じた箇所の検査に ついては、 監督員が検査前に出来形確認を行っている部分に限り、出来形確認記録を当該検査の 対象とし、再施工義務の対象外とする。

殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名（生年月日）	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書、雇用保険被保険者証、賃金台帳、出勤簿等（恒常的な勤務実態を証明できるものに限る））を提示すること。
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、ハ及び第 1 5 条第 2 号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第 7 条第 2 号ハ及び第 1 5 条第 2 号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書₁の写しを、建設業法第 7 条 2 号イ、ロ及び第 1 5 条第 2 号ロに該当するものは実務経験証明書₂を添付すること。